

(問) 企業価値担保権付き融資に際して作成される貸付特約書は、印紙税法上の第1号の3文書(消費貸借に関する契約書)又は第7号文書(継続的取引の基本となる契約書)に該当しますか。また、企業価値担保権信託契約書は、第12号文書(信託行為に関する契約書)に該当しますか。

(答)

1. 企業価値担保権付き融資に際して作成される貸付特約書(以下「本貸付特約書」といいます。)は、書式例の記載事項を前提とすれば、既に締結した(又は本貸付特約書と同時に締結する)特定の消費貸借契約書に対して適用される事項を定める契約書ではないと認められることから、印紙税の課税文書の判定に当たっては、本貸付特約書の記載事項のみで判定することとなります。

本貸付特約書は、それ自体が消費貸借契約の成立を証するものとは認められませんので、第1号の3文書(消費貸借に関する文書)には該当しません。

なお、実際の契約内容が特定の消費貸借契約書に対して解除条件を付す内容になっている場合には、既存の消費貸借契約書の契約内容を補充するものとして第1号の3文書に該当することになるなど、記載事項によっては該当することもありますのでご注意ください。

2. 第7号文書(継続的取引の基本となる契約書)については、印紙税法上、次のものが挙げられています(印紙税法施行令26三)。

三 銀行取引約定書その他名称のいかんを問わず、金融機関から信用の供与を受ける者と当該金融機関との間において、貸付け(手形割引及び当座貸越しを含む。)、支払承諾、外国為替その他の取引によつて生ずる当該金融機関に対する一切の債務の履行について包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書

本貸付特約書も、企業価値担保権付き融資により生ずる金融機関に対する債務の履行について、包括的に履行方法等を定めるものであるところ、これに該当するか疑義が生じます。

この点については印紙税法基本通達において、各種の取引によって生ずる一切の債務について適用される包括的な履行方法等を定める契約書(銀行取引約定書など)だけが該当し、貸付け等の個々の取引によって生ずる金融機関に対する債務の履行についてその履行方法等を定める契約書(当座勘定取引約定書など)は該当しないと示されており(※)、本貸付特約書については後者(=個々の取引に関する契約書)に当たると認められるため、第7号文書には該当しません。

(※) 第7号文書の18(包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書の意義)をご参照ください。<<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/betsu01/05.htm>>

3. 企業価値担保権信託契約書は、信託法第3条第1号に規定する「信託契約」の成立を証する文書に該当すると認められるため、第12号文書(信託行為に関する契約書)に該当し、200円の印紙税が課されます。

4. 書式例を元とした原則的な取扱いは上記のとおりとなりますが、1でも触れたとおり、最終的には実際に作成した契約書の記載事項をもとに個別判断することになるところ、必要に応じ、金融機関から税務署の相談窓口に対し、事前予約の上、個別相談を行ってください。

(注) 本回答については、国税庁に確認しています。